

令和5年度静岡県サービス管理責任者等更新研修の受講対象者について

- 制度改正により、令和元年度から、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者（以下「サビ管等」という）として従事する方は、5年に1度「サービス管理責任者等更新研修」を修了することが義務となりました。
- 制度改正以前（平成30年度まで）に相談支援従事者初任者研修及びサビ管等研修を修了された方であって、令和6年度以降もサビ管等として従事予定の方については、令和5年度までに更新研修を必ず修了してください。
- 更新研修の受講対象者は、サビ管等研修（1分野目※）の修了年度に応じて下表の区分を予定していますので、対象年度に必ずお申し込みいただくようお願いします。

※平成30年度までに2分野以上修了された方の場合は、1分野目の修了年度で判断します

更新研修 サビ管等研修		更新研修（1度目）の受講対象				
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
サビ管等研修 （1分野目） の修了年度	18～21年度	優先	優先	可		受講区分 3
	22～24年度	可	優先	優先	可	受講区分 3
	25～26年度	可	可	優先	優先	受講区分 2
	27～28年度		可	優先	優先	受講区分 2
	29～30年度			可	優先	受講区分 1

【注意】 上表は受講希望者数等の状況に応じて今後変更する場合があります

- 2度目の更新研修は、1度目の更新研修を修了した翌年度から5年間の期間中に修了する必要があります。
- 制度改正前のサービス管理責任者等研修修了者であり、今年度末までに初回の更新研修を修了しない場合は、再度サービス管理責任者等として従事するためには、実践研修を受講する必要があります。